

原告準備書面（2）

2023年（令和5年）2月7日（火）

京都地方裁判所

第1民事部合議BD3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 志賀史章



第1 損害額の内訳について

請求の原因1（不法行為に基づく損害賠償請求）及び同2（債務不履行に基づく損害賠償請求）の損害額500万円の内訳については、次のとおり主張する。

慰謝料 455万円

弁護士費用 45万円

第2 請求の原因1及び同2についての主張

1 争点

被告は、令和4年12月12日付け答弁書において、原告が本件わいせつ行為について同意していたのであるし、仮に同意があったと認められなくとも、被告は原告が同意していると誤信していたのであるから、原告の請求は棄却されるべきである旨主張する。

しかし、以下で述べるとおり、①原告は本件わいせつ行為について同意していないし、②被告が原告の同意があるものと誤信するような状況でもなかった。

2 争いのない事実

- (1) 原告は、平成30年1月17日、美容サロンの予約サイトを検索し、被告が運営する本件店舗のホームページを参照した上、アロママッサージの施術を受けるため、初めて本件店舗を予約した。同ホームページ上、性的サービスの提供をうかがわせる記載は一切なかった（甲15「捜査報告書」、甲16「捜査報告書」、17「捜査報告書」、甲30「証人原告尋問調書」、甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」）。
- (2) 原告は、平成30年1月17日、初めて被告と会い、同日午後9時30分頃から、マンションの一室である本件店舗において、施術用のブラジャーとショーツのみの格好で被告からアロママッサージ（120分コース）の施術を受け始めたが、施術前の問診票や被告からの説明において、性的サービスについての説明や、乳房や陰部を触れることについての確認はなかった。また、当時、本件店舗には被告及び原告しかいなかった（甲10「捜査報告書」、甲12「捜査報告書」、甲13「捜査報告書」、甲19「捜査報告書」、甲30「証人原告尋問調書」、甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」）。
- (3) 被告は、原告に対し、1時間以上にわたって原告の足、背中等にアロママッサージを施した後、原告から明示的な了承を得ることなく、少なくとも約27分程度の間、本件わいせつ行為に及んだ。すなわち、被告は、途中から、通常のマッサージに加えて、乳房を両手で揉み上げるなど胸部周辺に触れる動作を織り交ぜるようになり、数十秒間にわたって乳首を指で触るような動作をすると、突然、原告に抱き着くように覆い被さった上で、胸、脇、首などをなめ回したり、陰部に指を入れたり、体を密着させて体を小刻みに動かし、その後、原告の足側に移動して陰部をなめ回すと、原告の両足の間に体を入れるようにして覆いかぶさり、密着させた体を小刻みに動かしながら胸、

首などをなめ回したりするなどして施術を終了した。

なお、原告は、被告による上記一連のわいせつ行為に対し、明確に拒絶する言動はとっておらず、かえって、被告の行為がエスカレートするのに応じて、体をくねらせたり、あえぎ声を発したりするなど、性的快感を覚えたような反応を示していた（甲10「捜査報告書」、甲12「捜査報告書」、甲13「捜査報告書」、甲30「証人原告尋問調書」、甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」）。

(4) その後、自身の衣服に着替えた原告は、被告から代金の支払を請求されたが、それを拒絶して退店し、複数の知人に対して本件わいせつ行為についての被害を申告し、平成30年1月18日、警察署に被害申告した（甲7「捜査報告書」、甲17「捜査報告書」、甲20「司法巡査に対する供述調書」、甲21「写真撮影報告書」、甲22「捜査報告書」、甲30「証人原告尋問調書」、甲31「証人岡本孝輔尋問調書」、甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」）。

3 原告が本件わいせつ行為について同意していないこと（争点①）

原告は、公判廷において、本件わいせつ行為について同意したことはない旨供述しているところ、かかる供述は信用できる。

(1) 原告の供述要旨及びその信用性

ア 原告は、公判廷において、要旨、①施術用ブラジャーの中に手が出入りするなどのわいせつ行為が始まった当初は、被告をプロのマッサージ師として信頼しており、わいせつ行為ではないかと疑問に思いつつも、リラックスしていたことも相まって自分の思い過ごしだと考えた、②胸を揉まれたり、乳首をつままれたりした時点で、わいせつ行為と確信したものの、現実とは受け止められず、陰部を触られた時点では性交までされてしまうかもしれないと考えたが、ほぼ全裸の状態であったことや、被告と密室に二人きりの状態であり、拒絶して暴力をふるわれるかもしれないといった

不安や恐怖で拒絶することができなかったが、同意していたわけではない、
③身体が性的に反応してあえぎ声等を発したほか、被告を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった旨供述する（甲30「証人原告尋問調書」）。

イ 原告の前記供述は、具体的かつ明確であり、前後を含む一連の経過に照らしてその供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はなく、客観的状況に強く裏付けられている。

すなわち、前記2(1)から(3)のとおり、原告は、性的サービスをうたわないマッサージ店にマッサージを受けに来た女性客であり、被告とは初対面であったにもかかわらず、事前に明示的に告げられることなく乳房や陰部を直接接触されるのみならず、陰部に指を挿入されたり、陰部をなめられたりするなどの強度のわいせつ行為を受けている。そもそも、このような原告と被告との関係において、原告が被告から前記のようなわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難いというほかなく、原告が施術中に性的なサービスの提供を受けることを期待していたことをうかがわせる事情は全く見当たらない。

加えて、前記2(4)のとおり、原告は、本件わいせつ行為を受けたことを理由に代金の支払を拒絶し、その後間もないうちに、他人には話しづらい性被害について知人や警察に被害申告をしている。本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後に被害申告を決意させるような事情は見当たらないことを併せ鑑みれば、このような原告の行動は、原告が予期せずに重大な被害を実際に受けたことを強く裏付ける事情といえる。

ウ 他方で、前記2(3)のとおり、原告は、本件わいせつ行為の際、明示的に抵抗や拒絶の言動をとっておらず、かえって、あえぎ声を発したりするなど、性的快感を覚えたような反応を示している。

しかしながら、被告が1時間以上にわたり通常のマッサージを施した後、

通常のマッサージを交えながら徐々に胸部周辺に触れるなどの性的接触を増やしていったことからすれば、原告が当初は通常のマッサージの施術範囲なのか否かを判別できずに困惑したとしても無理はない。また、途中でわいせつ行為を受けていることに気付いたとしても、マンションの一室において初対面の男性と二人きりで、ほぼ全裸の状態である中、その男性からわいせつ行為を受けているという状況からすれば、直ちに逃げることもできず、拒絶することで暴力を振るわれるかもしれないなどという不安感や恐怖心で直ちに抵抗や拒絶を行い得なかったとしても、想定外の事態に直面した性被害の被害者心理として何ら不自然ではない（甲32「証人加藤治子尋問調書」）。むしろ、このような心理状態の下でわいせつ行為に対して明確な抵抗・拒絶をし得ないことこそ、原告が当時、抗拒不能の状態にあったことを示すものといえる。さらに、原告が性的快感を覚えたような反応を示しているとしても、性的部位を執拗に刺激されるなどして生理的な反応として生じてしまうことも十分に考えられる（甲32「証人加藤治子尋問調書」）のであって、そのような反応を示したことは、わいせつ行為への同意を直ちに意味しないし、被告に可能な限り迎動的な態度をして一旦その場をやり過ごそうと判断することも、想定外の事態に直面した性被害の被害者心理として不自然とまではいえない。

したがって、原告の上記言動や反応が認められるからといって、原告の前記供述の信用性を減殺させるものではない。

(2) 被告の主張について

ア 以上に対し、被告は、原告が恐怖を抱いていた旨供述するものの、①被告に対して恐怖を抱くような出来事はなく、②かえって、本件わいせつ行為当時、何ら抵抗せず、むしろ被告の行為を喜んで受け入れているかのような反応を見せているほか、③キスに対する拒絶はできており、また、④本件わいせつ行為後には、代金の支払を拒絶するなど被告を刺激するよう

な言動に出ており、原告の供述内容は恐怖を抱いていた人物としての言動として不自然である旨主張する。

しかし、前記(1)ウで述べたとおり、初めて訪れたマッサージ店で自身はほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の男性と二人きりでその男性からマッサージを受けている最中、強度のわいせつ行為を受けたという事態そのものが、女性被害者を困惑させ、不安感や恐怖心を抱かせるのに十分なものであることは明らかである（上記①）。そのような状況下で、困惑や恐怖心等によって抵抗し得なかったとしても何ら不自然ではないし、身体が性的に反応したとしても、生理的な反応として十分理解できることは前述したとおりである（上記②）。また、顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない（上記③）。さらに、本件わいせつ行為が終わって着替えるなどした後の状況は、わいせつ行為を受けていた前記状況と全く異なっている（代金支払の場面で、原告は、もう服を着ている状態で、玄関まですぐで、何があっても走れると考えていた）のであるから、被告に対して代金支払を拒絶するなどの対応をとったとしても、わいせつ行為を受けた後の被害者の心理状態に照らして不自然などということはない（上記④）。

イ また、被告は、原告の前記供述内容について、性的に感じることはなかった旨の捜査段階の供述から合理的理由なく変遷していることを理由に、原告が本件わいせつ行為を受け入れていたものの、わいせつ行為が終わった後になって嫌悪感が生じるなどして、代金支払の拒絶や虚偽の被害申告に至った可能性も排除できない旨主張する。

しかし、原告は、公判廷において、上記変遷の理由について、性的に感じていたと認めると、わいせつ行為を受け入れていると思われることが嫌であったから、当初は性的に感じたことはなかったと説明した旨供述する

(甲30「証人原告尋問調書」)ところ、このような供述内容の変遷についての説明は、性被害の被害者心理として十分に理解できるものであるし、前記(1)イで述べたとおり、本件わいせつ行為を受けた直後から一貫して性被害を訴えている原告が、本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として代金支払の拒絶や虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない。

ウ 以上のとおり、被告の主張する事情は、原告の前記供述の信用性を減殺させるものではない。

(3) 小括

以上のとおりであり、原告の供述は信用できる。原告は本件わいせつ行為について同意していない。

4 被告が原告の同意があるものと誤信するような状況ではなかったこと (争点②)

(1) 被告が認識した状況は、原告の同意があるものと誤信するようなものではないこと

前記2(1)から(3)のとおり、原告は、性的サービスの提供を何らうかがわせていない本件店舗を始めて訪れ、ほぼ全裸に近い状態にある中、初対面の被告と二人きりの状況下で、被告からマッサージの施術を受ける最中、明示的な承諾をすることなく本件わいせつ行為を受けたものであるところ、このような本件わいせつ行為を行った状況は、原告の同意があるものと誤信するような状況ではないし、このような状況について被告が認識していたことは、被告も自認するところであるから、不法行為又は債務不履行の故意に欠けることはない。

(2) 被告の供述及び主張について

これに対し、被告は、これまで、マッサージ中の反応によって女性客が性的マッサージを要望しているか否かを判断した上で多くの女性客に対して性

的サービスを提供する中でリピーターもいたものであり、本件でも原告の態度や反応から原告が性的サービスを要望していると認識したから本件わいせつ行為を行った旨供述し(甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」)、同供述に基づき、明示的な同意はないものの、黙示的な同意があるものと誤信するような状況だった旨主張する。

しかし、前記(1)イ及びウで述べたとおり、そもそも、本件における原告と被告は、黙示的な同意で性的行為を受け入れることが想定されるような関係にない上、本件において原告が被告の行為を抵抗・拒絶できなかったことや性的快感を覚えたような反応を示したことをもって原告が被告の行為を許容していたとみることはできない。また、被告の供述によっても、過去には性的サービスを提供しようとして拒絶された経験があるというのであるし(甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」)、原告に対するわいせつ行為を開始した当初は、通常のマッサージを装いながら徐々にわいせつ行為を増やしている一方で、原告に対して性的サービスを求めるか否かについて確認し得なかった事情もないのであるから、被告において、原告が本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考えられない。

このことは、被告が原告に対して施術費用を請求した際、原告から「いつもこんなことをしているんですか。」と言われて支払を拒絶されるや、「今日はお代はいいです。」などと返答してそれ以上支払を求めることがなかったこと(甲30「証人原告尋問調書」、甲33「被告人供述調書」、34「被告人供述調書」)からも裏付けられているといえる。

したがって、被告の上記供述は信用することができない。黙示的な同意があるものと誤信するような状況ではなかった。

(3) 小括

ア 以上のとおりであり、本件わいせつ行為を行った状況は、被告が原告の

同意があるものと誤信するような状況ではなかったのであるから、不法行為又は債務不履行の故意が認められる。

イ なお、仮に不法行為又は債務不履行の故意が認められないとしても、被告には、施術の際に原告の性的自由に配慮すべき注意義務を怠った過失が認められるから、不法行為責任又は債務不履行責任を免れない。

第3 消滅時効（請求の原因1に対する抗弁）について

1 認否（令和5年1月11日付け被告準備書面（1）の「2」の消滅時効に関する部分について）

(1) 被告が、美容サロンの予約サイトを通じて原告からアロママッサージの予約を受け付けた後、原告に対してメールを送ったこと及びその中に被告の名前と携帯電話の番号を記載していたことは不知。

(2) 原告が、朝日放送の記者と共に、本件店舗のあるマンションの近くまで訪れたことは認める。なお、これは検察審査会による不起訴不当の議決が出た令和2年10月23日以降のことである。

(3) 平成30年11月1日に、右京警察による本件店舗の家宅捜索が行われたことは不知。

(4) その余は否認ないし争う。

2 被告の主張とそれに対する原告の反論

(1) 被告の主張

被告は、令和5年1月11日付け被告準備書面（1）において、「原告が、具体的な資料（本件では不起訴記録がこれに当たる）に基づいて被告の正確な氏名と住所を初めて知ることができたのは、早くても、不起訴処分日である令和元年9月26日以降である。」との原告の主張に対し、それよりも以前に（具体的には、原告が刑事損害賠償命令を申し立てた令和4年3月23日から遡って3年よりも前に、という趣旨と思われる。）原告は被告の氏名と住

所を知ることができた旨主張する。

すなわち、被告は、美容サロンの予約サイトを通じて原告からアロママッサージの予約を受け付けた後、原告に対してメールを送っており、その中に被告の名前と携帯電話の番号を記載していたのであるから、氏名についてはそのメールを見れば簡単に確認ができた旨、また、本件店舗のあるマンション名や部屋番号については現地に行けば簡単に確認ができるし、マンションの所在地についてもマンション名からインターネットで検索することで簡単に確認ができた旨、さらに、弁護士を通じて、職務上請求により住民票等の交付を請求することや、弁護士会照会により美容サロンの予約サイトや携帯電話会社に情報開示を請求することもできた旨主張する。

(2) 原告の反論

しかし、原告が被告の氏名と住所を簡単に確認できたわけではない。仮に被告が原告に対して送ったメールの中に被告の名前と携帯電話の番号が記載されていたという事実が認められたとしても、原告が被告の住所を簡単に確認できたわけではない。

すなわち、原告は、本件わいせつ行為を受けた後間もないうちに、警察署に被害申告をし、捜査を依頼しているところ（このとき、被告は逮捕されていない。なお、被告が逮捕されたのは令和元年6月12日である。）、そもそも、その状況でマンション名や部屋番号を現地に確認に行ったり、弁護士を通じて職務上請求や弁護士会照会をしたりすることは、捜査に影響を及ぼす可能性があることから差し控えるべきである。それに、職務上請求による住民票等の交付請求については、少なくともマンションの部屋番号や被告の生年月日が分からない中でも可能であったかは疑問であるし、弁護士会照会による情報開示請求については、照会先から回答を拒否される可能性もある。

(3) 小括

以上のとおりであり、捜査段階においては、原告が被告の正確な氏名と住

所を知ることは簡単なことではなかった。

このことから、本件においては、原告が被告の正確な氏名と住所を知り、被告に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に「加害者（被告）を知った」（旧民法724条）といえるのは、早くても、不起訴処分日の令和元年9月26日である。

以 上